

予算決算審査委員会報告書

平成28年2月23日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 守 井 秀 龍

平成28年2月23日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第49号 平成27年度備前市一般会計補正予算(第7号)	原案可決	なし

予算決算審査委員会記録

招集日時	平成28年2月23日（火）	本会議休憩中	
開議・閉議	午前11時38分	開会 ～ 午後0時11分 閉会	
場所・形態	委員会室A B	会期中(第1回定例会)の開催	
出席委員	委員長 委員	守井秀龍 山本恒道 尾川直行 橋本逸夫 掛谷 繁 立川 茂 山本 成 星野和也	副委員長 石原和人 田原隆雄 鵜川晃匠 津島 誠 川崎輝通 西上徳一 森本洋子
欠席委員	なし		
遅参委員	なし		
早退委員	なし		
列席者等	議長 参考人	田口健作 なし	
説明員	総合政策部長 契約管財課長	藤原一徳 尾野田瑞穂	企画課長 佐藤行弘
傍聴者	報道関係 一般傍聴	山陽新聞 なし	
審査記録	次のとおり		

午前11時38分 開会

○守井委員長 皆さん、お疲れさまです。

ただいまの出席は15名全員です。定足数に達しておりますので、これより予算決算審査委員会を開会します。

それでは、先ほど本会議で付託された議案第49号平成27年度備前市一般会計補正予算（第7号）の審査を行いたいと思います。

まずはこの件についての概要を執行部から報告を求めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○尾野田契約管財課長 庁舎等改修工事費200万円の経緯について説明させていただきます。

○守井委員長 予算書の4ページ並びに8ページをお開きください。

○尾野田契約管財課長 昨年の8月12日になりますが、東備消防が本庁舎の防火査察ということでありました。9月15日に改善指示書が届いています。議場、正副議長室、議員控室、議会議務局において屋内消火栓がないという指摘、改善指示がありました。消火栓がないということで、消防法第17条に適合するよう改善指示がありました。これを受け、こちらとしては改善計画書を東備消防に提出しています。

本庁舎については、旧アルファビゼンへの庁舎移転の計画がありますので、庁舎整備の方針が決定するまでこの改善については待つてほしいという旨の報告をしていました。それ以降、その後東備消防より12月17日に警告書を受けています。屋内消火栓がないということで、至急屋内消火栓を設置するという警告です。この東備消防の警告書により、至急屋内消火栓を整備しなさいということを受け、今回の議案に提出させていただいたという状況です。

○佐藤企画課長 ふるさと納税の寄附金について御説明します。

歳入で申し上げますと、9ページです。歳出については、11ページとなっています。

12月の補正予算以降、12月、1月でおよそ10億円の申し込みがあるなど、多大な御寄附をいただいております。御寄附をいただいた方々への返礼品についての支出予算が不足してまいりましたので、このたびの補正予算の計上ということになったものです。

○守井委員長 御説明をいただきました。

議案全体で質疑のある方は挙手をお願いします。

○橋本委員 1件目の返礼品については、思わないふるさと納税が来たからそれに対応するというので、理由はよくわかります。

もう一件の庁舎防火設備の改修事業200万円、これが今タイムラグ、経過、経緯をお聞きすると、去年の8月12日に査察を受け、9月15日に改善の指示書が出たと。その中で、改善の計画書を市側が東備消防に出したと。それが、庁舎移転の計画があるからちょっと待つてほしいというような内容で改善計画書を提出されたということですが、それらについては所管の総務産業委員会に相談の上、こういう返事をなされたのかどうか。今、私らは初耳なわけです。庁舎移転の計画があるから、消防法の第17条に背いているが、待つてほしいというような、そんなこ

とが許されるのかというのが、私の率直な意見です。どうでしょうか。

○尾野田契約管財課長 所管の委員会には報告はしていませんでした。申しわけありませんでした。

○橋本委員 していないのはけしからぬことだとは思いますが、その中で庁舎移転の計画があるから違反状態をずっと見過ごして、もうちょっと待ってほしいと、庁舎移転の計画なんていうのは、どうなるかこうなるかなかなかわけのわからないことであって、それを理由に待ってくれというのは、私はいささか虫がよ過ぎると思うが、これはどなたの判断でそういうふうに改善計画書を出されたのか、一担当者の判断ではないと思うが、どうでしょうか。

○尾野田契約管財課長 庁舎移転の計画があるということで、もし移転するとなれば現庁舎のほうには余りお金をかけたくないというようなこともあり、起案を上げ、こういう報告をさせていただいています。

○橋本委員 先ほどのタイムラグで、その改善指示書を9月15日に受けたと。改善計画書を提出した日付をおっしゃっていないが、いつ改善計画書を提出されましたか。

○尾野田契約管財課長 10月27日です。

○橋本委員 この10月27日ごろというのは、アルファビゼンの庁舎移転が混沌としてどうなるかわからないような格好で、恐らくもう無理なんじゃないかと、執行部のほうもちょっとにつきもさっちもいかないなというような状態だったと私は記憶しています。地元の説明会というか、意見交換会なんかで。だから、それでこのような理由をもってして、違反状態を見逃してほしいというのは、ちょっと私には納得がいかないと。

もうはっきり申し上げて、わずか200万円の予算で屋内の消火栓が設置できるということであれば、やはり消防法を厳密に守るというのを市役所が怠ってはならないと思うので、私は予算を積極的に認めたいと思うが、こういうふうになってから即きょう議会の初日に認めてほしいという予算に計上してくるというのは、ちょっと納得がいかないという思いであります。その点については、何らかのその担当のほうから陳謝の言葉とかというようなものは聞かれないですか。

○藤原総合政策部長 アルファの移転については市の方針ということで今まで計画してきておりますが、恐らく移転にしろ、移転がどうなるかわからないと委員おっしゃられましたが、少なくとも合併特例債を使える時期までには何らかの形をつけたいということもあり、先ほど課長が言ったように、経済的なほうもありそういう判断になったわけですが、やはり法律に違反をしているということは明白でありますし、議場においても結構なお年寄りの方もたくさん来られていますので、とりあえず移転になるかどうかは今の時点でははっきりはしませんが、とりあえず今の時点で最良の対策を一日でも早くしたいというふうに考えており、今回の計上ということにさせていただきます。

いろいろもろもろのことがあり、なかなか委員の皆様方に細かいところまでお教えすることができなかったことはまことにもって、今後気をつけていきたいというふうに思っております。申しわけございませんでした。

○守井委員長 ほかにございますか。

○山本（恒）委員 これじゃけど、建物は去年、おとし建てられたものではないのに、何でそのようなことになっているわけ、消防法が変わったわけ。

○尾野田契約管財課長 建てたときは、スプリンクラーが設置されているわけですが、それが壊れているということがあります、それで消防法に抵触するというようなことで、今回のこういう形になりました。

○山本（恒）委員 それなら、わかるんじゃろ、どこまで水が来ているかというのは、温めたら。それで、悪いパイプをかえたらいいのではないのか。

○尾野田契約管財課長 スプリンクラー本体よりも、ポンプのほうが動かないということで、そちらをかえる必要があるということです。

○山本（恒）委員 それなら、消火栓を引くということ。

○尾野田契約管財課長 今回の工事は、消火のパイプを引くという形になります。

○守井委員長 はっきりお願いします。

○尾野田契約管財課長 消火栓のパイプを引くというような形になります。

○山本（恒）委員 そんなもので、そんな単価でできるわけ。ホースでも臨時にはわしとくんじゃったらできるかもわからないが、パイプやこいたら、それこそ修繕いうても復元ぐらい修繕しなければいけんのじゃないん、普通だったら。

○尾野田契約管財課長 今ある管から引っ張っていくようになるわけですが、どうしても安くあげるために管が表に出てきます。そういう形で、今のある壁に取りつけるような形で消火栓を設置したいと考えています。

○山本（恒）委員 それと、ほんならポンプというたら、またポンプも取りかえしないといけんのじゃねえん。

○尾野田契約管財課長 消火栓のポンプについては今も動きますので、それは大丈夫です。

○守井委員長 ほかにございませんか。

○川崎委員 今の説明では、これを私らがかわってきても10年以上ですが、建物相当経っている。建設当時は消防法の設置基準でいけたということで、不思議に思うのは、これだけ東備消防が今個人住宅及び民間事業者に毎年相当点検に入っています。そういう中で、もともとチェックする側である本庁がそういうことを、毎年でなくても、3年に1回チェックしてちゃんと稼働するかどうか、自衛消防は全部やっているじゃないですか、消防士含めて。そういうことがなぜできていないのかというのが不思議ですが、そういういい加減さで、民間に消防法を守って、ちゃんと設置基準を守りなさいと言えない立場にないのではないのか。だから、そういう意味では東備消防との連携もなれ合いになっていたのかどうか、その辺がどうも疑問です。

ちゃんとそういうものを、ここで働いているのは600人か700人でしたか、もうちょっと少ないか、分庁舎があるから。四、五百人としても、来客を入れるとやはり相当の方が出入りする中で、そういう点検含めて1年に1回か、どれぐらいでそういうものが、利用がなくなるのか

よくわかりませんが、指摘されるまで放置するのはどういうことでしょうか。そのことのほうが問題だと思う。放置されとんじゃから、もうちょっと延ばしてもいいかなという気持ち、わかります。だけど、もともと消防法をちゃんと守って事業活動してください、市民生活を送ってくださいという立場の市役所がそういう姿勢ではだめと思うが、いかがですか、その点は。

○尾野田契約管財課長 今回警告を受けている部分が3階の議場の部分です。そのほかの部分については、消防設備点検ということで毎年、年2回実施しておりますが、そちらのほうは別に問題はないということで、今回あったのがこの議場及び正副議長室、議員控室のあたりが、4階のこの委員会室とかは大丈夫という報告を受けています。

○川崎委員 いやいや、半年に1回点検しているのなら、何で議場とかその他が例外で審査の対象になっていなかったわけですか。

○尾野田契約管財課長 報告書には、一応東備消防が指摘した事項については上がっていました。東備消防についても、この消防設備点検の報告書を提出していますが、今までは何もこういうことはなかったので、そのままにしていたのが事実です。

○川崎委員 そういう指摘をいつ受けたわけですか、実際のところ。半年に1回だったら、もうこれできて以来、いつ稼働しなくなったのかどうか知りませんが、今の説明では昨年でしたか、それ以前の点検では正常に動いていたという理解でよろしいでしょうか。

○尾野田契約管財課長 私がこの担当になってからよりは前だったと記憶しています。

○川崎委員 いつなんか、はっきり言ってよ。

○尾野田契約管財課長 いつ壊れたかはちょっとあれですけども、数年になると思います。

○守井委員長 ほかにございませんか。

○尾川委員 今は消防設備士で点検しているでしょう。その結果をねぶっとるわけじゃろう、何も反応せずに。どうして反応せなんだ。今ほかの委員も言ようったように、市というのは指導しようるんじゃろう、行政指導している。あれも直せ、これも直せというて、指導しているものが直さないという話はないで。そんなもんねぶってしまつて、アルファやこうどねえなるかわからんいうて、それより今の、現在ここの問題を解決する、それも何年も前。消防設備士が点検しようるはずじゃ。これただでしているのか、金は払っていないのか。

○尾野田契約管財課長 消防設備点検については、委託料でお金を払って点検しています。

○尾川委員 だから、その結果をどうしてねぶっているわけですか。市がやることじゃない、そんなことは。

○藤原総合政策部長 指摘はもう既に受けていたということです。これから消防法に適合していくように、今後気をつけていきたいと思いますので、とりあえずよろしく願いいたします。

○尾川委員 そらわかるで、言ようことは。だけど、そのほっといてしているということが問題じゃが。それは何でならということをお願いわけ。議会棟だからほっとんか、何の理由でほっとんならということをお願いわけ、そんなもん市民、山陽新聞来とるけど、カットされるかわらんけど、そんなもん困るで、はっきり言うて。あんたら何とも思うてねえ、軽くいうて、ア

ルファやるかもしれんから、8月12日に指摘されて、警告か。警告というのはどのような状態かようわからんけど、その点をほっといて、それで今になってきょう、初日にどないかせえというて、委員会にも何にも報告もないし、別に一々報告してもらわなくても、そらあんたらの担当の考え方やスタンスの問題じゃが、仕事に対して。今言うたほかのほうは問題ないという答弁もあったけど、本当かなと思う、こっちだって。あっちこっち施設があつて、担当担当全部違うわけだから。たまたま尾野田課長はこの担当か知らんけど、よその市民センターじゃなんじゃというの、皆担当が違うわけです。ほな、認識が違うのか、全部。その辺はどのように考えているのか、もう一遍答弁して。

○藤原総合政策部長 尾川委員の言われることはもっともなことだろうと思いますので、今後市としても姿勢のほうを改めまして、消防法に適合するような維持管理をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○守井委員長 よろしいですか、ほかに。

○掛谷委員 議場なんかの多くの方が来るところにスプリンクラーとかそういうものが必要な、消防法なんかにあると思う。じゃあ、例えば本庁のほうの大会議室、こちらより向こうが古いわけです。あそこなんかもたくさん入る会議室です。会議室というか、いろんなものに使って。あっちのほうは古いですが、そういったものも問題はないですか。本当のところを言って、この際。あそこもありますここもありますというて、後からまたわかっていけないので、本当に議場と今言った控室、事務局、議長室、副議長室、もうないですよ。それをやはりもうきちんとこの際、あるならある、ないならない、いや疑われとると、いろいろあると、それちょっと確認したい。

○尾野田契約管財課長 先ほど委員が言われた旧館については消火栓が配備されています。消防法について問題はありません。

議場のあたり、新館のこちらの3階についてはスプリンクラーで対応という形だったわけですが、スプリンクラーが壊れているということで、それにかわるものということで、今回消火栓の設置ということでさせていただきたいということです。

○掛谷委員 スプリンクラーが壊れているということがわかったのは結局いつですか。それをはっきりしたほうがいいのではないですか。

○尾野田契約管財課長 私が担当になったときはもう壊れていまして、いつからというのは、数年前になると思われます。

○掛谷委員 それは担当ではなかったからわからないというのではなく、やはりはっきりさせたほうがいいのではないですか。その上でこういうことになっているということを、雑音もいろいろありましようが、また教えていただきたいと思います。

対応は、もうこれやらざるを得ないので、やればいわけですが、やはり市の対応の問題というのは残るのではないかと、これは恐らく議員皆さんが思っているのです、それをどう考えるか、やらざるを得ないとは思いますが、問題は残っていると。

○守井委員長 暫時休憩します。

午後0時00分 休憩

午後0時01分 再開

○守井委員長 引き続き委員会を続けさせていただきます。

○星野委員 報告書は保管されていないですか。保管されているのであれば、提出していただきたい。

○尾野田契約管財課長 わかりました。保管しているので、ある部分について提出させていただきます。

○守井委員長 ほかにございませんか。

○立川委員 私一番気になったのが、コンプライアンスの問題で、災害、その他、後回しにしても移転を優先するとか、そういう返事に聞こえたので。災害、待ってくださはいはないと思う。先ほどから話が出ているように、本当に取り組み姿勢がちょっと疑わしいと、皆さん思われると思う。コンプライアンスと言いながら、それを守るほうがそういうことでは、本当にほかのこともそうなのかという疑義が、これが一番心配されると思うが、本当に部長、先ほどの答弁納得がいかないです。消防法がどうだとかそういうことではなく、そういう指摘を受けたとき、例えば消防法は今回でしょうが、ほかの査察もあると思う。今おっしゃられたように、報告書を今出してくださいよという、そんな不細工なことになるのがおかしいと思いますので、その辺ちょっと物事に対する対処、根拠、コンプライアンス、その辺の答弁をいただきたいと思います。

○藤原総合政策部長 我々公務員というのは法令遵守、これが第一番だと思っております。そういった意味でもきょう初日に上げさせていただいたのは、一日でも早く法律に合致したものにしたいということで上げさせていただいていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○立川委員 何かピントがぼけていると御自分でも思われると思いますが、そんなお話しではないです。今回は消防法で、消防の指摘があるわけですが、あれ罰金が来ます、その後無視すると、多分。来ると思う、私も建物管理をやりましたので。そういうことではなく、一日も早く直したいのは当たり前です。その気持ちがなぜ半年前になかったかということをお尋ねしているわけです。いかがですか。一日でも早く直したいのであれば、報告書、改善命令、課長が気がつかれた数年前からある、その時点から何でできなかったのかをお尋ねしたいですが、いかがでしょうか。そのときに一日でも早く直したいという気持ちがなかったのでしょうか、どうですか。

○藤原総合政策部長 私も当時のことはよく把握してないのであれですけど、やはり先ほど申し上げたように、法令に違反していることがわかった以上は、法令遵守を最優先していきたいとは思っています。ただ、今回、先ほど申し上げたように、この庁舎移転の話もあった関係もあり、ちょっとそのあたりがあやふやになってしまったのかなというふうに思っております。

○立川委員 もうお願いですが、次元の違う話は今後やめていただけたらと思います。もうそれだけお願いです。よろしくお願ひします。

○守井委員長 ほかにございますか。

○山本（恒）委員 一番初めの日に出したらいけんわ、出すんなら一番最後の日で、また来ないけんからしょうがねえなというて、そこらまわりが。

○守井委員長 山本委員、要望でよろしいか。

○山本（恒）委員 はい。

○守井委員長 よろしいですか。

○尾川委員 言いたいのは、いつから指摘があつて、消防設備の点検した結果と、それから勧告書か警告書、是正勧告が出ているはず。それから、改善命令が出て、それでこっちがこういうふうに改善しますという計画書を出すはずです。それを一式また委員会でも出してください。そこまでいかなんたら、もうそれほつといていったらいけん。やはりきちつとルールは守つて、わしらも勤めとつたからわかる。重油タンクの法律が変わつたら、フェンス高くせえというて、何ぼかかるというたつて、もう全部指摘するわけじゃ。それに耐えてきとんじゃ、皆民間企業は、あんたらそんな感覚なかるうけど。皆そのときそのとき法律が変わつて出てきて、改善命令が出て、それを改善していきようるわけじゃから、それ自由競争というて、ええかげんな競争しよらへんのん、皆。ルール決まつて、やるやつもおるけど、中には。

そういうことだから、それをきちつと歯どめじゃ、もう。市がそういうことをして、前の人後の人というて済ませる問題じゃないと思う、わしは。やはりきちつとこういうことは、管理とか保守とか点検というのはきちつとやつてほしい、こういう市なんか特に。何ぼ金がなくても。

○守井委員長 あと報告書なりをきちつと委員会のほうへ報告していただくということで、よろしくをお願いします。

質疑を打ち切りまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、議案第49号の質疑を終了します。

これより議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、議案第49号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第49号の審査を終了します。

それでは、これをもちまして予算決算審査委員会を閉会します。

皆さん、御苦労さまでした。

午後0時11分 閉会